

令和8年度（2026年度） 第1回 伊丹市廃棄物減量等推進審議会 議事録

会 議 名	令和8年度（2026年度） 第1回 伊丹市廃棄物減量等推進審議会
日 時	令和8年8月5日（水） 14時00分～16時00分 伊丹市役所 議会棟4階 議員総会室
出 席 者 （敬称略）	【委員】12名 石村会長、日下部副会長、白井委員、小川委員、高野委員、中村委員、橋本委員、出島委員、星野委員、磯委員、中井委員、大河内委員
欠 席 者	なし
傍 聴 者	1名
案 件	1 開会 2 委嘱状の交付 3 市長あいさつ 4 委員紹介 5 会長・副会長選任 6 会長あいさつ 7 諮問 「伊丹市一般廃棄物処理基本計画」次期計画の策定について 8 議題 （1）「伊丹市一般廃棄物処理基本計画」次期計画の策定について （2）伊丹市一般廃棄物処理基本計画の進捗状況について （3）市民アンケートの実施について （4）その他 9 閉会

<開会>

事務局

お待たせいたしました。それでは、定刻となりましたので、只今から令和8年度第1回伊丹市廃棄物減量等推進審議会を始めさせていただきます。

議事録作成の関係から、録音させていただくことにつきまして、ご了承いただきますようよろしくお願い申し上げます。

<委嘱状の交付>

事務局

まず、本日は、本年度初めての審議会ですので、中田市長より委員に委嘱状を交付いたします。お時間の関係上、委嘱状の手渡しは石村委員1名のみとさせていただき、ほかの委員の皆様の委嘱状は机上交付とさせていただきます。

それでは、中田市長、石村委員、前の方をお願いいたします。

市長

委嘱状。石村雄一様。あなたを伊丹市廃棄物減量等推進審議会委員に委嘱します。任期は令和10年8月4日までとします。令和8年8月5日、伊丹市長 中田慎也。

<市長あいさつ>

市長

皆様、改めましてこんにちは。伊丹市長の中田慎也でございます。

本日は、伊丹市一般廃棄物処理基本計画の策定にあたりまして、審議会委員の皆様には、ご多忙のところ、また暑いところご参集いただきましたこと、心から感謝を申し上げたいと思います。

また、平素より、環境行政をはじめ市政全般にわたりまして、深いご理解、そしてご協力をいただいていることに、重ねて感謝を申し上げたいと思います。誠にありがとうございます。

伊丹市はこれまで、市民、事業者の皆様のご理解、ご協力のもと、ごみの減量化、そしてリサイクルの推進等に取り組んでまいりました。そして、循環型社会の構築に向けて様々な取り組みを進めており、とりわけごみの発生抑制を基調とする3R（スリーアール）の取り組みや、地域の環境美化活動等は、伊丹市としても重要施策として取り組ませていただいているところであります。

ただ、近年は、皆様もご存じのとおり、地球の温暖化が進み、本日含め非常に暑い時期が続いておりますが、気候変動やゲリラ豪雨等がかつてないほど進んでおりまして、脱炭素社会の実現というのは、我々人類をはじめ生命にとって欠かすことのできない社会問題であると考えているところでございます。

廃棄物処理の分野におきましては、焼却施設による熱回収の高度化や、資源回収の促進等、様々な場面で温室効果ガスの発生抑制に取り組んでいく必要があると考えているところです。また、人口動態や社会情勢の変化、市民の皆様のライフスタイルの変化など、廃棄物を取り巻く環境は急速に変化しておりまして、本計画は、長期的視点に立った柔軟かつ実効性の高いものを作っていく必要がある

と考えています。

本計画は、今後の10年間を見据えた本市の廃棄物処理の基本方針を定めるものでありまして、学識経験者の皆様をはじめ、市民、事業者それぞれの方々の日々の暮らしや地域活動、また事業活動等、様々なお立場から忌憚のないご意見を賜ればと考えているところです。

幅広い視野からのご審議が、市民の皆様の安全・安心の暮らしを基調とした脱炭素を実現できる持続可能な社会につながるものであると考えているところでありますので、今後、計画がそうなることを願ひまして、私からのご挨拶にかえさせていただきます。

<会長・副会長選任>

事務局

次に、会長、副会長の選任をお願いいたします。伊丹市廃棄物減量等推進審議会規則第4条第1項に、「審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める」としております。事務局案としまして、他自治体の一般廃棄物処理基本計画策定において会長職を含め経験豊富な石村委員に会長を、次世代の環境学習やSDGs講演等の社会貢献活動をされていらっしゃる日下部委員に副会長をお願いしたく存じますが、いかがでしょうか。

一同

異議なし。

事務局

石村委員、日下部委員、ご承諾いただけますでしょうか。

(石村委員、日下部委員 承諾)

事務局

ありがとうございます。それでは、会長は石村委員、副会長は日下部委員をお願いしたく存じます。

<会長あいさつ>

事務局

それでは、石村会長、日下部副会長より一言ご挨拶をいただきたく存じます。

会長

会長を拝命いたしました石村と申します。責任を持って審議会会長を務めさせていただきたいと思ひますし、円滑に進むように努めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

副会長

この度、副会長を拝命いたしました日下部と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

< 諮問 >

事務局

ありがとうございました。それでは、会長、副会長が選出されましたので、中田市長より本審議会へ諮問をさせていただきます。委員の皆様のお手元に文書の写しをお配りしておりますので、そちらをご参照ください。市長と石村会長におかれましては、前の方へお願いいたします。それでは、中田市長、お願いいたします。

市長

伊丹市廃棄物減量等推進審議会 石村会長様。諮問を申し上げます。伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例（平成4年条例第33号）第6条第1項に基づき、次のとおり諮問します。

「伊丹市一般廃棄物処理基本計画」次期計画の策定について。諮問理由。現行の伊丹市一般廃棄物処理基本計画は、令和9年度に最終年度を迎えるため、これまでの取り組み状況や国および兵庫県における廃棄物・環境政策の動向を考慮し、ごみの発生や排出抑制、資源化、さらには適正処理など、循環型社会の形成に向けた施策について検討する必要があるため。どうぞよろしくお願いします。

事務局

ありがとうございました。なお、中田市長は公務の都合により、ここで退席させていただきます。

市長

それでは皆さん、長丁場になりますが、よろしくお願いします。

事務局

ありがとうございました。それでは、石村会長、日下部副会長、恐れ入りますが、会長席、副会長席をご準備いたしますので、会長席、副会長席におかけください。

< 会議の公開及び傍聴定員の決定 >

会長

それでは、次第に従いまして、まずは傍聴要領（案）と傍聴定員の決定についてです。

会議の公開に関しまして、お手元の資料5「伊丹市審議会等の設置及び運営に関する指針」第13条の規定におきましては、審議会等の会議の公開は傍聴によるものとし、傍聴に関する手続き及び遵守事項は会長が別に定めとなっております。

本日は、資料6「伊丹市廃棄物減量等推進審議会傍聴要領（案）」を配布しておりますので、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局

それでは皆様、資料5「伊丹市審議会等の設置及び運営に関する指針」をご覧ください。

まず、第12条で審議会等の会議は公開するとしておりますので、審議会は公開を前提としております。ただし、会議の内容に伊丹市情報公開条例第7条各号に掲げる情報が含まれる場合は非公開と定

めております。

情報公開条例第7条各号とは、資料4の情報公開条例にあるとおり、個人に関する情報等であり、個人情報等を扱う場合には非公開としておりますので、個人情報についてのご発言にはご留意いただきたいと思っております。同じく資料5の第13条には、審議会の会議の公開は傍聴によるものとし、傍聴に関する手続き及び遵守事項は会長が別に定めるものとあります。その会長が別に定めたものが、資料6の「伊丹市廃棄物減量等推進審議会傍聴要領（案）」でございます。

傍聴要領（案）では、第1条に、伊丹市審議会等の設置及び運営に関する指針（以下「指針」といいます）第13条の規定に基づき、会議の傍聴に関して必要な事項を定めることとしておりまして、傍聴定員及び傍聴人の決定や、傍聴人の遵守事項等について規定されているものであります。

次に、会議の公開についてですが、同じく第13条に基づきまして、審議会等の会議の公開は傍聴によるものとし、傍聴に関する手続き及び遵守事項は会長が別に定めるとされております。これらに基づきまして、本日の会議で手続き及び遵守事項についてご審議していただければと思います。補足説明は以上となります。

会長

ありがとうございます。ただ今ご説明いただきました傍聴要領（案）の承認について、何かご意見等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、傍聴要領（案）を承認いたしまして、会議を公開いたします。

次に、傍聴定員の決定に移りたいと思います。伊丹市廃棄物減量等推進審議会傍聴要領に基づく傍聴定員につきましては、会議の開催場所の規模等により傍聴人の数を制限することができるとなっておりまして、私の方で決めさせていただきたいと思います。事務局にお伺いしたいのですけれども、本日の傍聴の希望人数について教えていただけますでしょうか。

事務局

本日の傍聴は1名です。

会長

わかりました。それでは、会場や資料のことも考えまして、定員をとりあえず10名といたしまして、本日の傍聴人の入場を認めさせていただきたいと思います。

会長

それでは、傍聴に関しましてお願いしたいことがございます。傍聴に関しての注意事項をお守りいただきますようよろしくお願い申し上げます。そして、お持ち帰りいただける資料に関しましては次第のみとなっておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。本日の会議録の署名につきましては、白井委員と橋本委員をお願いしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

<議題（1）「伊丹市一般廃棄物処理基本計画」次期計画の策定について>

会長

それでは、はじめに、議題（１）「伊丹市一般廃棄物処理基本計画」次期計画の策定について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議題（１）「一般廃棄物処理基本計画」次期計画の策定について、要約してご説明します。お手元の資料１をご覧ください。まず、（１）計画策定の趣旨です。

本市におきましては、市民・事業者の皆様、市の三者協働により、様々なごみの発生抑制と資源化に取り組んでまいりました。その結果、ごみの総排出量はピーク時と比較して大幅に減少しまして、循環型社会の形成に向け歩みを進めてきたところです。これもひとえに市民、事業者の皆様の環境意識の高まりによるものと考えているところです。

一方で、近年はごみの排出量の減少幅が小さくなってきており、さらなる減量に向けた新たな取り組みが求められているところです。こうした中、社会全体におきましては、少子高齢化やライフスタイルの多様化、また、食品ロス削減や脱炭素社会の実現に向けた取り組みの加速など、一般廃棄物の処理を取り巻く社会環境が大きく変化しているところです。加えて、自然災害への対応や、高齢者等に配慮した収集体制の充実といった新たな行政課題への対応が必要と考えております。

このような状況を踏まえ、本市における一般廃棄物の現状と課題を整理し、循環型社会及び脱炭素社会の実現に向けた施策の方向性を示すとともに、将来にわたり安全で安定した廃棄物処理体制を確保することを目的とし、本計画を策定するものです。

計画の推進にあたりましては、市民、事業者の皆様、行政がそれぞれの役割と責任を共有し、連携・協働しながら、ごみの発生抑制を最優先とした資源循環の取り組みを進めることで、持続可能なまちづくりの実現を目指していきたいと考えております。

次に、（２）計画の位置付けでございます。本計画は、ごみに関係する各種法令との関連を踏まえつつ、本市の上位計画であります市総合計画や伊丹市環境基本計画で掲げたごみ処理に関する目標の実現に向け、ごみ処理事業の長期的な方針をお示しするものです。なお、計画の推進にあたりましては、年度ごとの実施計画においても具体的な取り組みを定めていきたいと考えております。

次に、（３）計画期間につきましては、表でお示ししているとおり、令和 10 年度を初年度とし、令和 19 年度までの 10 年間を計画期間と定めています。

次に、（４）対象区域は、本市の行政区域内全域としております。

次に、（５）計画が対象とする事項は、本市内から排出されるごみ及び生活排水とし、食品ロス削減推進計画を本計画の中を含む形で策定する予定です。議題 1 のご説明は以上となります。

会長

ありがとうございます。それでは、ただ今の事務局からのご説明に関しまして、委員の皆様からご意見やご質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

委員

現行の一般廃棄物処理基本計画は令和 9 年度まで、環境基本計画につきましても計画期間が定められておりまして、年度的に廃棄物処理基本計画を先取りする形になったと思うんですね。そうしますと、新たに第 7 次伊丹市総合計画や第 4 次の環境基本計画が策定されますと、今回作った計画との間にずれが生じる可能性が出てくると思うんです。その辺りの考え方をもう少しご説明願いたいです。

事務局

事務局からお答えさせていただきます。高野委員のご質問であります計画のずれに関しましては、今回策定します一般廃棄物処理基本計画は、本市とごみ処理施設・リサイクル施設を共用する豊中市伊丹市クリーンランドの一般廃棄物処理に係る計画との整合を取っているため、上位計画との間で計画期間にずれが生じるものとなっております。

委員

私が申し上げていますが、言わば古い計画をベースにして、新たに今回の基本計画が作られるということになっているのではないかと、ということなんですね。

例えば、将来的に第7次総合計画が策定されますね。それから、第4次の環境基本計画も策定されます。今回作った計画とずれが生じる可能性が出てくると、この世の中は非常に急速に変化しておりますので、その辺り、ずれが出てきた時には、またその時点で変更されるということですか。

事務局

はい。この2か年で策定する計画に関しましては、この計画のまま進めさせていただきたいと考えておりまして、5年後に中間見直しをする際には、どれぐらいの齟齬が生じているかを分析させていただき、直すべき点は修正していけたらと考えております。

委員

では、また5年後ぐらいに見直しされるということですね。はい、わかりました。

会長

ありがとうございます。あと、伊丹市さんの方では、毎年、実施計画等で施策の見直しをされているという事ですね。はい、ありがとうございます。

それでは、他のご質問やご意見等ございましたら、挙手にてお願いいたします。それでは、一旦次に進めさせていただきたいと思っております。また後でのご質問やご意見がございましたら、戻っていただいても結構でございます。

<議題（2）伊丹市一般廃棄物処理基本計画の進捗状況について>

会長

では、一旦、次の議題に入らせていただきたいと思います。議題2つ目、伊丹市一般廃棄物処理基本計画の進捗状況について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議題（2）一般廃棄物処理基本計画の進捗状況についてのご説明をさせていただきます。お手元の資料2をご覧ください。

まず、1ページです。（1）域内の概況、1．人口です。令和7年度の本市の人口は19万4,966人、世帯数は8万5,412世帯となっております。人口は、平成31年度までは微増しておりましたが、令和

2年度以降は微減に転じております。一方で、世帯数は増加傾向にあり、1世帯あたりの人数は減少していることがうかがえます。

次に、2. 産業構造につきましては、令和6年度の事業所数は4,516事業所、従業者数は6万7,169人となっており、平成28年度と比較しますと、第二次産業の従業者数が大きく増加している傾向です。

続きまして、2ページをご覧ください。(2) ごみ処理事業の概要、1. 家庭系ごみの分別区分です。2つの表をご参照ください。家庭系ごみは、燃やすごみを週2回、その他のごみを週1回収集しております。粗大ごみは予約制ですが、従前の電話予約に加えまして、インターネットからお申し込みいただくこともできるようになったところです。

続きまして、3ページをご覧ください。ごみ処理フロー等をお示ししております。市内の家庭及び事業所から排出されるごみは、豊中市伊丹市クリーンランドに搬入し、焼却、破碎、選別などの中間処理を行っております。本市は最終処分場を有しないため、処理残渣は大阪湾フェニックスセンターの神戸沖埋立処分場において埋立処理をしております。処分場をできる限り延命化できるよう、ごみの減量に努める必要があると考えております。

続きまして、4ページをご覧ください。(3) ごみの排出状況、まず、1. ごみの排出量です。本市のごみ排出量は毎年減少しており、令和7年度は、家庭系ごみが3万2,170トン、事業系ごみが2万338トン、自治会等の団体が行います資源物の集団回収が3,275トン、総排出量が5万5,783トンとなりました。これは、令和9年度の目標値であります5万9,954トンをすでに達成している状況でございます。

次に、2. 1人1日あたりのごみ排出量です。1人1日あたりのごみ排出量も毎年減少しております。令和7年度は、家庭系ごみが集団回収を含めて498グラム、事業系ごみが286グラム、総排出量が784グラムとなっており、平成27年度の919グラムと比較をしますと、100グラム以上減少しております。なお、家庭系ごみは目標値を設定しております。ご覧いただいている表の右上の四角囲みをご覧くださいますと、令和9年度の目標値531グラムに対し、令和7年度は498グラムと、目標を達成していることをお示ししております。

続きまして、5ページをご覧ください。3. 家庭系ごみの排出量は、平成27年度の4万2,959トンをピークに、令和4年度以降は減少しており、令和7年度は3万5,445トンとなりました。

4. 事業系ごみは、平成28年度の2万3,840トンをピークに減少し、令和7年度は2万338トンで、こちらも令和9年度の目標値2万1,119トンを達成しているところです。

続きまして、6ページをご覧ください。5. 資源物につきましては、令和7年度の総資源化量が8,925トン、資源化率は16.0パーセントとなっております。項目別では、集団回収が3,275トンで最も多く、全体の4割を占めております。

次に、6. 最終処分量はおおむね減少傾向で推移しております。令和7年度は、焼却残渣が5,375トン、不燃性残渣が628トン、合計6,003トンとなっております。

続きまして、7ページをご覧ください。まず、グラフの見方からご説明させていただきます。オレンジ色の折れ線が目標値、青色の棒が実績値となっております。本題ですが、7. 燃やすごみの排出量につきましては、現計画においては、豊中市伊丹市クリーンランドの安定稼働のため、前計画における平成28年度の全可燃ごみの計画量を達成できるよう、目標を設定しました。令和7年度の家庭系及び事業系の実績値は計画どおりに進捗しております。

続きまして、8ページをご覧ください。ごみの組成についてご説明します。前提としまして、組成

の数値に関しましては、豊中市伊丹市クリーンランドにおける数値となっております、伊丹市単独の数値でないことをご留意いただければと思います。8. 燃やすごみの組成では、令和6年度は紙・セロファン類が50パーセントを超えている一方、厨芥類、いわゆる生ごみは12パーセント台まで減少しております。

続きまして、9ページをご覧ください。9. 燃やさないごみの組成では、令和6年度は鉄類が47.1パーセントで最も多くなっておりますが、依然として可燃性のごみが43.8パーセント含まれており、さらなる分別促進が必要な状況と考えております。

続きまして、10ページから11ページをご覧ください。(4) ごみ処理の進捗状況と課題、まず、1. 目標に対する進捗状況でございます。前期計画では、ごみの発生抑制率と資源化率の指標を定めており、令和4年度の間目標では、総排出量の間目標6万2,734トンに対し実績6万483トン、資源化率の間目標17.6パーセントに対し実績17.6パーセントと、いずれも目標値を達成しております。最終年度である令和9年度の間目標値に対しましても、令和7年度実績で、総排出量、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量ともに、すでに目標を達成している状況です。一方で、資源化率につきましては、昨今のデジタル化の推進等に伴いまして、最終目標の達成は難しいと考えているところです。

続きまして、12ページから13ページをご覧ください。2. ごみ処理の現況評価です。このグラフは少し分かりにくいものなのですが、これは、環境省の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を用いて、人口規模や産業構造が本市と類似する39都市と比較する評価を行ったものです。12ページの中段の五角形のグラフをご覧ください。黒色の実線が本市伊丹市のデータ、赤色の実線が先ほど申しました39都市の平均値となっております、グラフの見方としましては、実線が五角形の外側に行くほど、データ的には良い傾向という表し方となっております。

項目につきましては、①から⑤の5つの項目をグラフ化しております。内訳ですが、①人口1人1日当たりのごみ総排出量、③廃棄物のうち最終処分される割合、④人口1人当たりの年間処理経費、⑤最終処分減量に要する費用、これらにつきましては、数値が少ない方がよい、例えば1人1日あたりのごみ排出量も少ない方がいいですし、かかる経費につきましても少ない方がよいというところで、数値が少ないほど黒い線が外側に描かれる図となっております。また、②廃棄物からの資源回収率、これにつきましては、逆に数値が大きい方が、つまり資源回収率が大きい方が良好な指標となり、資源回収率が高いほど黒い線が外側に描かれます。

では、調査の結果ですが、①人口1人1日当たりのごみ総排出量はおおむね平均的です。④人口1人当たりの年間処理経費、同じく⑤最終処分減量に要する費用は平均より良好な数値であり、安価にごみ処理を行うことができていると評価できます。逆に、③廃棄物のうち最終処分される割合、②廃棄物からの資源回収率については、平均よりやや劣った数値となっているところです。

続きまして、14ページをご覧ください。3. ごみの排出状況から見た課題です。現計画の進捗やデータから見まして、本市のごみ処理には、今から掲げます5つの課題があると整理させていただきました。

課題の1つ目です。ごみの分別行動の定着と多様な排出者への対応です。

組成調査では、伊丹市単独の数値ではないものの、燃やさないごみの中に可燃性ごみが含まれる状況がうかがえました。分別ルールの継続的な周知徹底が必要と考えております。また、ごみ出しが困難な方、また外国人の方向けの支援体制の充実が必要と考えているところです。

続きまして、課題の2つ目です。食品ロスをはじめとするごみ排出量の抑制です。国の廃棄物処理法基本方針では、令和12年度を目標年度とし、1人1日あたりの家庭系ごみ排出量を約478グラム以

下とする目標が掲げられており、令和7年度実績 498 グラムの本市におきましても、さらなる削減が求められると考えております。

課題の3つ目は、事業系ごみの排出量の削減促進です。事業系ごみは、家庭系ごみと比べて減少のペースが緩やかであり、事業者への減量指導や情報提供の充実、食品ロス削減との連携などを進める必要があると考えております。

続きまして、課題の4つ目です。高齢化、世帯構造の変化に伴うごみ排出環境への対応です。高齢者のみの世帯では、いわゆるごみ出し支援のニーズが高まってきておりまして、誰もが適切にごみを排出できる環境整備が求められているところです。

続きまして、課題の5つ目です。リチウムイオン電池等の適正排出の確保です。リチウムイオン電池による収集車や処理施設での発火事故が全国的に増加しており、適正な排出方法の周知徹底が継続課題と考えております。

続きまして、15 ページをご覧ください。最後に、ごみ処理行政の動向でございます。国では、令和7年2月に廃棄物処理法基本方針が改正され、令和12年度を目標年度とする減量目標が設定されました。また、令和6年8月には第五次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定され、循環経済への移行が国家戦略として位置付けられているところです。

兵庫県におきましても、令和6年1月に兵庫県資源循環推進計画が策定されており、本市もこれらと整合した取り組みを進めてまいりたいと考えております。議題（2）計画の進捗状況についてのご説明は以上となります。

会長

ありがとうございます。それでは、ただ今の事務局からのご説明に関しまして、ご質問やコメント等ある方は挙手にてお願いいたします。

なかなか内容が色々ありましたので、ご質問もあるかもしれませんが、専門用語も使っておりますので、「これはどういう意味なんですか」というようなご質問でも全然結構でございますし、ぜひ忌憚のないご意見、ご質問をお願いいたします。

副会長

1人1日あたりのごみ排出量が減っているということなのですから、これは人口が減っているからというわけではないという理解でいいのでしょうか。

つまり、世帯人数が減ると、普通は1人あたりのごみ排出量は増えるのかなと思うのですが、これがまさに減っているというのは、高齢化が進んでいることによるという理解でいいのでしょうか。というのが、まず1点目です。

会長

それでは、ただ今のご質問につきまして、事務局からご回答をよろしく申し上げます。

事務局

1人あたりのごみ量が減っているということですが、先生がおっしゃるとおり、高齢化に伴う現象の1つはございます。

それに加えて、食品ロス対策の啓発も本市で進めておりまして、必要なものを必要なだけ買っ

ていただくという啓発なのですが、それも若干浸透してきたということがあるかなと考えております。以上です。

副会長

では、15 ページの国の一般廃棄物に関する目標等というところですけども、こちらでは1人1日あたりのごみ焼却量の目標が定められていて、先ほどの事務局からのご説明にはこのデータはなかったかと思うのですが、これは別途、また整理はされているという理解でよろしいのでしょうか。

関連して、資源物の収集量というところが関連するのかなとは思いますが、上位計画に当たるので、それに関連する目標値があるのかなという趣旨です。

事務局

すみません、今回は設定しておりませんでしたけれども、次回までにはお出しすることが可能ですので、出すようにしたいと思います。

会長

それでは、その他のご質問やご意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。

私からも1点、質問させていただきます。資料の1ページを見ますと、人口はほぼ横ばいという状況です。一方で、4ページ目を見ますと、ごみの総量も、1人あたりも減少しているということで、素晴らしいことかなという風に思います。

また、目標も達成しているということですけども、もし分かれば教えていただきたいのですが、前回、目標を設定された際に、こういった根拠で目標を設定されたのかを教えてくださいませんか。質問は以上です。

事務局

はい、お答えします。本市と豊中市が共用しております豊中市伊丹市クリーンランドのごみ処理施設の安定稼働を目指した数値を設定させていただきました。

会長

ありがとうございます。ということは、今回、皆様に検討いただく計画の目標値についても、そういったところを考慮して設定する必要があるということですね。

事務局

はい。先ほど出ておりました国が設定した目標値、兵庫県が設定した目標値、あとはクリーンランドの数値も参考にさせていただいて、今回、2回目以降の審議につなげていきたいと考えております。

会長

ありがとうございます。副会長、よろしくお願いいたします。

副会長

今、焼却炉の安定稼働という風にご説明をされたかと思うのですが、安定稼働のためには、

廃棄物の量、カロリーがある程度ないと安定運転は難しいかなと思うのですが、それはごみの減量や、プラスチックの資源化とは、ある意味で相反するとか、バランスしないかと思うのですが、その辺りはどのように折り合いをつけてこられたのか、もしくはこれからつけていこうとされているのか、もしご意見があればお聞きしたいなと思います。

豊中市伊丹市クリーンランド

はい。豊中市伊丹市クリーンランドでございます。ごみが減量されていて、当然、安定稼働するだけのごみの量がなくなってくるという現実がございます。

ただ、ごみの焼却炉は 365 日稼働しているわけではございませんので、いわゆるオーバーホールの期間やメンテナンスの期間がございます。オーバーホールだけでも、1 炉で 40 数日間かかります。ですので、そのオーバーホールやメンテナンスの期間で調整して、効率よく、またごみが貯められる分だけではありますけれども、その中で焼却量を調整していくということは可能かと思っております。

会長

1 点よろしいでしょうか。すみません。8 ページの燃やすごみの組成についてですが、紙・セロファン類が、平成 27 年度は 39 パーセントだったのに対し、令和 6 年度の実績では 50 パーセントほどいっているということですが、この辺り、何か最近のごみの組成の状況や、発生の状況等で、課題とかはありますでしょうか。

最近、おそらく段ボールは多いのかなと思うのですが、一方で、雑がみだとか、そういったところの分別の課題というのは、全国的にもまだまだあると思います。その辺り、伊丹市はどうかというところが、もし分かれば教えていただけますと幸いです。もしくは事務局の方からも、その組成について、紙類と言っても色々あると思いますので、こういった紙が増えているのかが、もし分かれば教えていただけますでしょうか。

事務局

はい、お答えします。先ほどの組成調査におきましては、本市伊丹市と豊中市から排出される可燃性ごみをクリーンランドの方で調査しましたところ、紙類が多く含まれているという結果が現れたところです。その「紙・セロファン類」という区分の中には、本市が資源物として分別収集している紙に該当しないものも含まれておりまして、例えば家庭系の分別で言いますと、トイレットペーパーの芯等は紙になるんですが、セロファン類は燃やすごみとしているところです。

あと、クリーンランドの組成調査に加えまして、本市独自で家庭系ごみの中の内訳の調査もさせていただきました。その中の数字としましては、令和 7 年度で 12 パーセント台となっておりまして、クリーンランドで行った組成調査の数字よりは良好な結果が出ているところです。すべてが燃やすごみの中の紙・セロファン類がリサイクルに回るものとは考えておりませんが、できるだけ継続して、この分別に関しては進めていきたいと考えております。

会長

ありがとうございます。他に何かありますでしょうか。

よろしいですかね。一旦、次の議題に進めさせていただきたいと思います。また何かありましたらお願いいたします。

<議題（３）市民アンケートの実施について>

会長

それでは、次の議題にまいります。議題（３）市民アンケートの実施について、事務局の方からご説明の方、よろしくお願いいたします。

事務局

続きまして、議題（３）市民アンケートの実施についてご説明させていただきます。お手元の資料 3「ごみの減量などに関するアンケート調査（案）」をご覧ください。

初めに、本アンケート調査実施の背景と目的について申し上げます。本市では、審議会でのご議論をはじめ、市民・事業者・行政の三者協働により、資源が循環し、未来へつなぐ持続可能なまちを目指して、一般廃棄物処理基本計画の改定作業を進めております。ごみの減量化を推進していく上で、市民の皆様お一人お一人の高い関心と積極的な行動が不可欠と考えております。

そこで、ごみに関する市民の皆様のお考えをお伺いしまして、次期計画の策定に生かすため、本アンケート調査を実施することとしました。お寄せいただいた回答は、次期計画策定の貴重なご意見として参考にさせていただくこととしております。

続きまして、調査の概要についてです。本調査の対象者は、市内にお住まいの方から 1,000 人を無作為に選ばせていただき、無記名でご回答いただくものです。お答えいただいた内容はすべて統計的に処理し、個々の回答内容が公表されること、あるいは調査の目的以外で使用することは一切ございません。

実施時期は 9 月 1 日開始とし、回答期限は 9 月 30 日の月末までを予定しております。各ご家庭に調査票を郵送しまして、回答は同封する返信用封筒での返送のほか、インターネットからご回答いただく方法も想定しております。回答用の二次元コードを掲載する予定でして、現在は試験環境下での稼働としているため、現時点で資料には二次元コードを掲載しておりません。お一人あたりの回答所要時間は、およそ 5 分から 10 分程度を想定しています。

また、回収後の集計・分析につきましては、第 2 回審議会への報告を経て、次期一般廃棄物処理基本計画の基礎資料として活用する予定でございます。

調査票は大きく 5 つの分野、全 17 問で構成しておりまして、まず 1 つ目の分野は、ごみの減量やリサイクル、ごみ処理に関する意識についてで、問 1 から問 4 までとしております。ごみ問題への関心の度合い、情報を得る手段、市の取り組みの認知度、問題だと思ふ課題についてお考えをお伺いします。すみません、ここで修正が 1 件ありまして、問 4 をご覧ください。お配りしている資料の設問の中では「あてはまる項目を 1 つお選びください。（○はいくつでも）」となっておりますが、正しくは「あてはまる項目をすべて選んでください。（○はいくつでも）」です。お詫びして修正をお願いしたいと思います。

2 つ目の分野は、ごみや資源物の分別、出し方についてで、問 5 から問 8 までです。分別ルールについて日頃感じられていること、リチウムイオン電池等の処分方法や排出時に困ること、また、食品スーパーなどでの店頭回収の利用状況を伺いたいと考えております。

3 つ目です。ごみの減量化についてで、問 9 から問 13 までです。リサイクル可能な雑がみの認知度や資源物として出しているもの、生ごみの水切りの実施状況、また、家庭での食品ロスの状況やその

理由をお伺いしたいと考えています。これらは、先ほどありました組成調査で明らかになった紙類や生ごみの資源化の余地に対応した設問となっております。

続きまして、4つ目の分野は、今後の市の取り組みと情報提供についてで、問14から問15までです。市がさらに取り組むべきこと、市が提供すべき情報について何うとともに、問16では、ごみの減量やリサイクルに関するご意見、アイデアを記入していただく記述欄を設けております。

5つ目は、回答者ご自身についてで、問17としております。クロス分析に用いるため、性別、年齢、職業、家族構成、住居形態、居住年数、お住まいの地域といった属性をお伺いと考えております。アンケートについてのご説明は以上となります。

会長

ありがとうございました。では、ただ今のご説明に関しまして、何か皆様の方からご質問やご意見等ありますでしょうか。

アンケートに際しまして、こういった質問をしてみてはどうかとか、あとは、この設問は必要なのではないかとか、こういった選択肢があってもいいのではないかと、色々あると思うんですけども、何かお気づきの点がございましたら、ご意見をいただけますと幸いです。

委員

これは、市民の場合と、それから事業者にも同じ形のものを配布されるのでしょうか。

事務局

対象者は、市民のみとなっております。今回は市民のみ1,000人を無作為に選ばせていただきます。

委員

ということは、事業者の食品ロスに関することは一切出てこないということですね。

しかし、事業者に対して実施しないと、市民だけの結果しか出てこないのではないですか。両方をやるべきではないかと私は思いますけれども。事業者の方の排出量はあまり減ってきていませんので、やはりそちらの方を重点的にやるべきではないかという感じはしたんですけども。

事務局

事業所のごみ排出量に関しましても、緩やかではありますが減少傾向にございます。また、一概に事業系ごみが減少するのが良いとは考えていないところがありまして、景気の動向等もありますので。

委員

どちらにしても、減少する方がいいわけでしょう。市民だけやられるというのは、その理由がちょっとわからないんですけどもね。事業系のごみの問題もあるわけではないのですか。それを市民だけアンケートされるという理由が、ちょっと私はわからないのでお聞きしているんですけども。

委員

事業者さんにされるのであれば、この質問項目は合わないのではないのでしょうか。

会長

現状の資料は、あくまで市民の皆さんに対するアンケート項目を使っていच्छゃると思いますので、また事業者の皆さんに実施される場合は、別途、項目等も検討することになるかと思います。

委員

ということは、もう市民だけで、事業者にはやられないということですね。

事務局

はい。今回は市民の方限定で行かせていただきたいと考えております。

委員

わかりました。

会長

他の自治体でも、こういった計画見直しの際にアンケートをされる自治体は多いのですけれども、大体、市民のみに実施しております。やはり事業所の方にアンケートをしても、なかなか景気の動向だとか、あとは業種によってもまたそれぞれ違いますので、なかなか幅広く事業者の皆様のご意見を集めるというのは、また結構大変な作業であるというのが背景にあるのかなという風には思います。ただ、委員がおっしゃるとおり、廃棄物は家庭から出るごみだけではありませんので、事業所からの排出に関しても、もちろん検討はしていく必要はあると思います。

委員

最近になりますと、やはり食品ロスをできるだけ少なくしていくということも、これから重要な課題ですので、そうなりますと、やはり事業者さんのご協力も必要ではないかということから、ちょっとお聞きしたんですが。今回は実施されないということであれば、それはそれで結構です。

事務局

すみません、高野委員がおっしゃっていました事業所へのアンケートなんですが、この度のアンケート対象者は市民のみとさせていただいております。

事業所への廃棄物の調査ですが、本市では、5トン以上の多量排出事業所に関しましては、毎年、減量計画書を提出していただきまして、その際にどういったごみが多いかを分類しまして、ヒアリングをさせていただいております。減量に資する計画を作成する上で、対応可能なところについてはご対応いただいているところでして、毎年、減量に関して事業所にもご案内しているところでございます。

委員

はい、わかりました。ありがとうございます。

会長

ありがとうございます。その他、ご意見、ご質問等がございましたら、よろしくお願いいたします。

委員

この市民 1,000 人が対象ということで考えると、大体、市民の 0.5 パーセントぐらいになります。ここから回答いただけるのが 3 割ぐらいでしょうか。そう考えますと、その数字は妥当なものなのかなというのをちょっと感じました。

事務局

ご意見ありがとうございます。アンケートの回答についてですが、まず、1,000 人の方にお配りするところとして、行政関係の統計資料に多く用いられている信頼できる数値なのですが、信頼度 95 パーセントに必要なサンプル数、例えば賛成が 50 パーセントという結果が出た場合、100 回同じ調査をすれば 95 回は賛成が 45 から 55 パーセントになるという考え方がございます。

母集団と言いまして、本市でしたら 20 万人ですので、母集団が 1 万人以上の場合に置き換えますと、1,000 人に対して 400 サンプル集まれば有効回答とされているところです。

前回の回答が参考なんですが、48.1 パーセントと半数近くご回答いただきましたので、今回もその回収率を目指していきたいと考えています。

会長

理想的には、全市民の皆様にご回答いただくというのが理想だと思うんですけども、なかなか予算や作業時間等もあると思いますので、今回は 1,000 人とされているということでございます。はい。副会長、お願いいたします。

副会長

もう少し関連しまして、無作為の抽出はどのように選ばれているのでしょうか。

事務局

はい、お答えします。無作為の抽出ですが、まず小学校区、本市には 17 小学校ブロックがございますので、そこに偏りが生じないようにしているところです。続きまして、男女で偏りが生じないようにしております。続きまして、年代でも偏りが生じないようにしております。加えて、同一世帯で 2 人以上が対象者にならないような抽出を考えております。

副会長

質問の意図としましては、これは小学生が入っているのかということと、もう 1 つは、年齢構成を考慮したような抽出になっているのかということです。先ほど、人口構成が変わってくるという話がありましたので、その辺が考慮されているといいなと思ったんですけども、なかなか難しいのかもしれないんですが。

事務局

すみません、失礼しました。年齢は最低 18 歳以上としておりまして、それ以上は偏りが生じないように努めていきたいと考えています。

副会長

そうですね。アンケートの内容自体は特に申し上げることはなく、付け足すこともないかなと思うんですけども、こういった類のアンケートについて、小学生を対象に実施してはどうかという意見です。それは彼らの意見を拾うというよりも、彼らに関心を持ってもらって、将来の担い手になっていただくような形になりますので、もちろん質問の内容は変わるのでしょうけれども、小学生を対象にこういうアンケートに触れていただくというのがいいかなというのが1つです。

もう1つは、2つ目の項目、ごみや資源物の分別、出し方というところがあるんですけども、これについて外国人へのアプローチというのは何かされているのでしょうか。ごみ出しや分別のルールもそうですけれども、おそらく彼らはほとんど理解できないんじゃないかなと思うんですけども。

事務局

外国人の方へのごみ出しの対応につきましては、地域で外国人の方のごみ出しがうまくいっていないというご意見を、数件程度はやはりいただくところです。

事務局

補足説明です。外国人の方へのごみの分別についてのアプローチなんですけれども、英語と中国語、それとベトナム語とネパール語、この4カ国語で、プリントアウトはしていただく必要があるんですけども、冷蔵庫などに貼っていただけるようにしているところです。それは環境部局だけではなくて、国際関係を所管する伊丹市の同和・人権・平和課というところからも、外国人向けの暮らしの小冊子の中に載せていただいたり、SNSで外国人向けですよというような発信をしたりしております。

また、伊丹市が発行します「ごみと資源物の分け方と出し方」という日本語の小冊子があるんですけども、その中にも、二次元コードから外国人の方はこちらへどうぞというような案内もさせていただいているところでございます。

副会長

それは、結構うまく機能しているという実感はあるんでしょうか。

事務局

実は、作った時には結構好評な声、助かったという声はいただいています。トラブルになっている方がいる時に、自治会の方がプリントアウトして、その家に持って行って見せていただいたりして、うまくいったというような声はいただきました。

副会長

では、分別がうまくできていない場合や、リチウムイオンバッテリーが入ってくるというのは、どちらかというと日本人の方ということですか。

事務局

人口の比率も違いますので、一概には言いにくいですけども。

副会長

直感的に「外国人は」というのは間違っていると思うんですけれども、言語の壁がどうしてもあるなというのが実態だと思っていました。今のお話ですと、言葉の壁を超えてアプローチをされていて、それでも分別がされていない場合があり、リチウムイオンバッテリーが入ってくるということは、日本人が、外国人がというわけではなく、そもそも住んでいる人たちの意識を高めないと改善しないということでもよろしいですかね。そのためのアンケートという理解でよろしいでしょうか。

事務局

統計的なデータの方をお答えさせていただきます。本市の外国人の割合なんですが、令和6年8月末時点のデータから行きますと、本市在住外国人は3,667人となっております、人口に占める割合は1.8パーセントとなっております。

全国平均がこの時点で約3.3パーセントとなっており、本市は下回っている状態でして、先ほどお答えしましたとおり、一旦、分別のチラシをお渡ししますと、2回目以降の分別はきっちりされているという現状がございまして、チラシ等の配布で対応しているところです。引き続き、外国人の方への周知も続けていければと考えております。

会長

先ほど副会長からご質問がありました小学生の件についてはいかがでしょうか。

事務局

はい。本市の施策としましては、次世代を担う小学生、若年層に対しての周知も必要と考えておりますので、考慮できるところは検討したいと思います。アンケートに関しましては2回目の審議会までに実施しますので、また会長と相談して考えていきたいと思っております。

会長

その他、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。中村委員、お願いいたします。

委員

小学生の方にアンケートを取るのではなくて、市がやっている出前講座とか、そういうもので小学生に伝えたら興味が湧くと思うんですけれども。

事務局

中村委員、ありがとうございます。現在の施策としましても、環境教育の一環としまして、毎年、市内17小学校のすべてに行けているわけではございませんが、学校が受け入れ可能なところにつきましては環境教育を実施しております。小学校4年生を対象にしておりますが、分かりやすい環境学習を実施していますので、それは引き続き実施していきたいと考えております。

委員

ありがとうございます。

会長

その他、お気付きの点等がございましたら、ご遠慮なくお願いいたします。

先ほど副会長からありましたアンケートの対象者の構成ですけれども、現時点での構成で割り当てるというのもいいことだと思うんですけれども、先ほど副会長からご意見がありましたとおり、計画は10年間ですので、10年後の人口構成を踏まえてアンケート対象者を絞るというのも1つありかなという風に思います。

委員

磯委員にお聞きしたいんですけれども、ペットボトルのキャップがありますよね。キャップはスーパーで集めておられるんですけれども、キャップだけを回収されているところは少ないと思います。それで、ペットボトルは網の袋に入れるけれども、キャップはスーパーのところに持っていくんですけれどもね。あれは、他のペットボトル飲料だけじゃなくて、例えば麺つゆみたいな、ちょっと口の大きなもののキャップもありますね。そのキャップはそこに含まれるんですか。

委員

ご質問ありがとうございます。まずですね、ペットボトルのキャップなんですけれども、弊社は元々いろんな会社が合併してできておりますので、現状では関西スーパーのみがリサイクルしております、阪急オアシスについてはできていないというのが、まず1点です。

それについては、業者との契約内容であったり、それぞれが元々の会社として持っている集約センターとの兼ね合いであったり、いろんな課題があって、今そういう状況があるという点でございます。あと、ご質問がありました飲料以外のペットボトルなんですけれども、そもそも、弊社でリサイクルしているペットボトルというのが、飲料系のペットボトルに限らせていただいております。

実は弊社では、ペットボトルをまた透明トレイにリサイクルするというようなところで、そのリサイクルした透明トレイを、また店頭の商品の蓋などに使うというようなことで取り組んでおりますので、飲料用以外のボトルは、リサイクルができない素材の場合や、中の汚れがどうしても染みついている、洗っていただいてもなかなか取れないなど、いろんなことがございまして、今現時点でそういうような形で店頭回収をさせていただいている状況でございます。

委員

そうしましたら、そのキャップは燃えないごみのところに入れるということですね。

委員

そのままキャップが付いたものをリサイクルボックスに入れていただきますと、お店の従業員が外して、それは事業系から出る廃棄物として処理しているような状況です。

委員

ペットボトルは、実際の飲み物を入れるボディよりも、キャップの方がたくさん原料といいますか、そういう素材を使われているのでね。キャップとか飲み口のところらへんの方が、頑丈にできているから、資源としては量が違うということを知ったので。

だから、例えば口の大きなボトルのキャップを、燃えないごみの中に入れちゃうのはもったいないのかなと思いながら思っているんですけれどもね。そうしましたら、飲料以外はもう入れない、持っていったらダメということですね。わかりました。

委員

ペットボトルのキャップ自体も質のいいプラスチックであることは間違いないんですけども、なかなかそのペットボトルキャップをまたリサイクルするところまで持っていく、このスキームと言いますか、手法がなかなか我々の方でまだ構築できていないという、そういう状況でございます。

委員

ありがとうございます。

会長

ありがとうございます。スーパー等での店頭回収に関しまして、問8の中で、その品目についての質問があるんですけども、その選択肢等で何かご意見等がございましたら、アドバイスをいただきますと幸いです。ここの種類が足りないとか、これはほとんどないのではないかとか、もしあればお伺いできると嬉しいです。

委員

拝見する限りは、食品においては実際に回収している品目は網羅できているんじゃないかなと思いますし、食品以外の部分でも、今、色々と店頭で衣料品の回収や、弊社ではまだ実施に至っていないんですけども、ご家庭から出るものもございまして、いろんな条件を満たしているんじゃないかなという風には拝見しておりました。

会長

ありがとうございます。アンケートは前回の計画策定時にも実施されているとのことですが、その時から変更があったのでしょうか。

事務局

今の時勢に応じたアンケートに見直しております。

会長

そういったご意見等はよろしいでしょうか。

委員

それともう1つお聞きしたいんですけども、審議いただく論点についてという資料の3枚目のところに、リチウムイオン電池に対してどのように取り組んでいくべきかと書いてありますよね。瓶などは箱があって、そこに入れるようになっていますけれども、リチウムイオン電池は、燃えないごみの日にそれだけを出すようになっていると思うんですよね。

それで、回収の仕方や、どんな製品にリチウムイオン電池が使われているのかということがわかっていないので、その辺りをもうちょっと「こういう製品には使われている」ということを周知していただきたいと思います。どんどん増えてくると思うんですよね、それも。

だから、売っているところで必ず回収しないといけないというようなことにするのか、または、例

えばコンビニでも、何かそういうものを扱っているのなら、そこに持っていくようにするのかなど。ただ、コンビニに大きなものを持っていくわけにはいきませんし、電気製品を売っているお店は、それを必ず回収しないとイケないのかなど色々事情が違うと思います。そこらへんをちゃんとしないと、パッカー車が燃えたり、いろんなところで火が出るので、その辺が素人にはよくわからないんですけども、どうしたらいいものかと思っています。

会長

ありがとうございます。これに関して、事務局の方からお願いいたします。

事務局

リチウムイオン電池がどんな商品に使われているかということですが、そこにつきましては、充電してコードレスで使うものすべてに使われていると思っていただいて結構です。基本的には、燃やさないごみでは出さないでくださいという風にお願いしております。

回収の拠点は、伊丹市内に11か所、回収ボックスは12か所でございます。おおむね伊丹市内にお住まいの方でしたら、片道1キロ圏内のところに回収ボックスというのを置かせていただいております。支所や市の施設に置いております。そちらの方に入れていただくか、もしくは環境クリーンセンターの方に直接お持ちいただくかということでお願いしております。

ただ、例えば小さい家電品の中にリチウムイオン電池が使われていることもございますので、そういった家電品につきましては、どうしても燃やさないごみでお出しくださいという案内になってしまうんですね。

過去、使い捨ての乾電池で使っていたようなものが、今は充電式電池になっているような状況もございますので、どうしても燃やさないごみに多少は出てしまうところでございます。なるべく、その収集に携わっていただいている方々も、気づけばパッカー車の中に入れないようにする努力はしていただいておりますけれども、どうしても気づかずに入ってしまう部分がありまして。

一応、市民の皆様向けには、燃やさないごみでは出さないでくださいということを、SNSや回覧板、チラシだとか、いろんなところでご紹介させていただいているような状況です。

委員

ありがとうございます。ただ、回覧板でも見たよ、というようなことはあるんですけれども、回覧板をもう次に渡しちゃったら、あまり頭に入っていないということもあるんですよ。だから、もっとこう、市民が知る機会があったらいいなと思いますけれども。

事務局

ご意見ありがとうございます。一応、毎月のSNSでの発信や、市が発行する紙媒体につきましては、すべてに書かせていただいているような状況です。ですので、今後さらなる周知の徹底ということで、ごみ分別アプリだとか、そういったものにも載せていますし、今、我々が対外的に出すようなものにつきましては、ほとんど網羅して書かせていただいているような状況です。

もっと効果的な周知の方法とかがあるかどうかというのは、これから先もずっと検討していかないといけないだろうなという風に感じておるところです。

委員

そうしましたら、収集員の方が気づいた時は、それは抜き出して、そこに置いておくのではなくて、回収していただけるんですか。

事務局

はい。パッカー車には入れずに、持って帰ってきております。

委員

こんなものを出しているわ、と思って見ても、そこに置きっぱなしになっていないので、回収されているんだなと思っていました。

事務局

当然のことながら、「これはダメです」というシールを貼って残すことも可能なんですけど、特にこの猛暑の中だと、炎天下に置いておくだけでも劣化してしまうようなこともございます。

また、燃やさないごみの収集の時には、絶対に間違っているとも言切れない部分もあります。先ほど申し上げましたとおり、昔は充電式じゃなかったものもございますので、絶対に間違っていると言切れない部分もありますので、一応回収はさせていただきながら、気づいた場合はもう別の場所、助手席とか、積むところはあまりないんですけども、そこに積んでいただくよう努力していただいているような状況です。

委員

回収してくださっているんですね。それでしたら、瓶の箱のような、小型のものを入れていってもいいような箱があれば、そこで回収してもらうことはできないでしょうか。

事務局

そういったことも今後の検討にはなっってこようかと思えますけれども、そのステーションでのすべての回収となりますと、また新たにボックスを置いていただくこととなりますし、ステーションも色々な形状がございまして、大きなところもあれば、本当に電柱の脇の小さなところもありますので、そういったところでご協力いただけるような効果的な方法は、常に模索はしておるんですけども。今後も引き続き検討させていただきたいと思えます。

委員

ありがとうございます。

会長

ありがとうございます。日下部副会長、お願いします。

副会長

ちょっとアンケートからどんどん外れていっているんですけども、今のリチウムイオン電池の件ですが、クリーンランドさんの方で、大体、実際に発火の事例がどれぐらいの頻度で起きているのか

ということが、まず1点。

あと、環境省から、確かガイドラインでしたか、マニュアルか何かが出ていると思うんですけども、焼却施設というか、クリーンランドの方で技術的に対応できることは何か実際にされているのか、これからされようとしているのか、もしあれば教えていただきたいと思います。

豊中市伊丹市クリーンランド

まず、発火の方なのですが、ここ数年ずっと右肩上がりで発火件数は上がってきました。すみません、手元にちょっと細かい数字を持っていないのであれですが、去年は1,500件を超えていたところなんです。今年は、まだ公表の数字は固めているところなんですけれども、決算の予定としましては、初めて減少しまして1,400件台になる見込みでございます。

そこら辺を分析しますと、いわゆる一般的な世の中の報道でありますとか、あとは、先ほど伊丹市さんがおっしゃっておられましたけれども、一定、分別の意識を高める活動といったものは、クリーンランドとしても効果があったのかなという風には考えております。

副会長

環境省から、何か回収のガイドラインか何かが出ていますよね。

豊中市伊丹市クリーンランド

すみません、ちょっとそのガイドラインの認識は私にはないのですが、発火に対する対応としましては、実際にその処理する設備自体を大きく変えることは難しいので、トラブル対応というか、消火対応が主なものになっております。

ですので、持ち込まれてしまったものをいかに発火させないか、もしくは、発火したものをどう消火するかという消火設備の強化でありますとか、あとは、昨年、一昨年に放水銃の導入とか、そういったところで事故がないように対応しておるところでございます。

会長

ありがとうございます。他よろしいでしょうか。

はい。それでは、本日皆様からいただきましたご意見を踏まえまして、アンケートの方を修正していただきたいと思います。来月に実施されるということで、最終的なアンケートの案に関しましては、事務局と私の方で調整させていただきまして、最終的には私にご一任いただければと考えております。

<議題（４）その他>

会長

はい。それでは、時間も迫っておりますので、議事については終了とさせていただきたいと思います。これにて全ての議事が終わりましたが、事務局から何かございますでしょうか。

事務局

では、本日いただきましたご意見を踏まえまして、市民アンケートを実施しますとともに、次回の会議にて、その結果、また計画策定に向けた考え方などを、資料としてお示ししてまいります。

また、次回の会議は、11月11日午後2時から開催の予定としております。後日、正式に開催案内をお送りいたしますので、日程を調整の上、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

<閉会>

会長

では、本日は、伊丹市の廃棄物の状況と課題、そしてアンケートに関しまして、様々な知見からご意見をいただきました。ありがとうございました。

次回は、本日のご意見を踏まえまして、事務局から基本計画の素案が提示されるかと思います。次期計画に特に追加すべきものについて、審議をさせていただきたいと思います。それでは、本日はこれまでといたしまして、閉会いたします。

事務局

本日は、初回から熱心にご議論いただきまして、誠にありがとうございました。これで本日の会議は終わりでございます。長時間お疲れ様でございました。